

## 神戸市保健医療審議会規則

昭和 53 年 12 月 20 日

規則第 104 号

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和 31 年 11 月条例第 36 号）第 2 条の規定に基づき、神戸市保健医療審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第 2 条 審議会は、委員 45 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- ① 学識経験のある者
- ② 保健医療関係者
- ③ 民間各種団体の代表者
- ④ 市会議員
- ⑤ 関係行政機関の職員
- ⑥ 市職員（神戸市職員の給与に関する条例（昭和 26 年 3 月条例第 8 号）第 3 条第 1 項第 4 号アに規定する医療職給料表①の適用を受ける職員に限る。）

(任 期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(専門部会)

第 6 条 審議会は、その定めるところにより、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、審議会から付議された事項を所掌する。

3 専門部会は、会長の指名する委員及び学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する専門委員で組織する。

4 専門委員は、当該専門部会に付議された事項の調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

- 5 専門部会に部会長を置き、部会長は、専門部会の委員及び専門委員の互選により選任する。
- 6 部会長は、専門部会の事務を掌理する。
- 7 部会長は、専門部会の審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

(幹事)

第7条 審議会に幹事を置き、市職員のうちから市長が任命する。

- 2 幹事は、会長又は部会長の命を受けて、審議会及び専門部会の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

(専門分科会)

第8条 審議会に、次の表の左欄に掲げる専門分科会を置き、これらの専門分科会の担任する事務は、審議会の担任する事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名称	担任する事務
保健所運営専門分科会	本市の保健医療に関する重要事項（地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項に規定する保健所及び同法第18条第1項に規定する市町村保健センターの行う事業に係るものに限る。）及び保健所の運営に関する事項のうち審議会から委任されたものについての調査審議に関する事務
医療専門分科会	本市の保健医療に関する重要事項のうち、審議会から委任されたものについての調査審議に関する事務

- 2 専門分科会は、会長の指名する委員及び学識経験者その他市長が適当と認める者の中から市長が委嘱し、又は任命する分科会委員で組織する。
- 3 専門分科会に分科会長を置き、専門分科会が必要であると認めるときは副分科会長を置くことができる。
- 4 分科会長及び副分科会長は、当該専門分科会に属する委員の互選により選任する。
- 5 分科会長は、当該専門分科会の事務を掌理する。
- 6 分科会長は、専門分科会の審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。
- 7 分科会長に事故があるとき又は分科会長が欠けたときは、副分科会長がその職務を代理する。
- 8 審議会は、その定めるところにより、専門分科会の議決をもって審議会の議決とする。

(庶務)

第9条 審議会、専門部会及び専門分科会の庶務は、保健福祉局において処理する。

(施行細目の委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、昭和53年12月27日から施行する。

附 則（昭和55年5月30日規則第37号）

この規則は、昭和55年6月5日から施行する。

附 則（平成8年4月1日規則第7号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 12 年 3 月 31 日規則第 100 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の第 2 条第 2 項の規定により委嘱され、又は任命された委員は、改正後の同項の規定により委嘱され、又は任命された委員とみなす。

附 則 (平成 28 年 3 月 31 日規則第 43 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。